

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
1	高速ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>これまで整備が遅れていた本県的高速道路ネットワークについては、平成24年度の『鳥取自動車道』の全線開通に続き、降雪期を前にした平成25年12月には県中西部の『山陰道』の連結が予定されるなど、着実に整備が進んでいるところであるが、県民の悲願である1日も早い県内全線の完成に向けて、必要な道路予算の総額を確保した上で、残る区間の整備とともに、ミッシングリンクの解消に向けた調査・検討を促進すること。</p> <p>○「鳥取西道路」の整備促進 「鳥取西道路（鳥取西IC～青谷IC）」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC～青谷IC」とともに、「鳥取西IC～吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、埋蔵文化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備を促進すること。</p> <p>○「北条道路」の交通安全対策事業の早期供用及び早期事業再開に向けた調査の促進 「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業（湯梨浜・北栄地区の交差点立体化）の早期供用を図るとともに、全線の早期事業再開に向けて、早急に計画段階評価を進めること。</p> <p>○「山陰道～鳥取市福部町」の計画の具体化に向けた検討の促進 未指定区間となっている『山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」』については、計画の具体化に向けた検討を進めること。</p> <p>○「米子市～境港」の検討の促進 「米子市～境港」については、引き続き、必要な検討を進めること。</p> <p>○『鳥取自動車道』における付加追越車線の早期供用 『鳥取自動車道』については、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、現在整備中の4区間の付加追越車線を早期に供用すること。</p> <p>○『米子自動車道』・「米子道路」の4車線化及び「米子道路」における付加追越車線の早期供用 高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道（蒜山IC～米子IC）』・「米子道路」について4車線化を行うこと。</p> <p>また、「米子道路」については、現在整備中の日野川東IC～米子南IC間の付加追越車線を早期に供用すること。</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路については、1日も早い供用を図るため、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。</p> <p>「岩美道路」-----『山陰近畿自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』</p>	継続
2	日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について 【地域振興部】	国土交通省	<p>○整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示すとともに、災害に強い国土づくりを進めるために、高速鉄道の補完性・代替性（リダンダンシー）を確保することが重要であり、山陰新幹線をはじめとする整備新幹線など高速幹線鉄道網の整備を推進すること。</p> <p>○また、国土交通省において「幹線鉄道の高速度化・利便性向上に関する調査」を平成25年度から数年かけて実施すると伺っている。これを確実に実施するとともに、高速鉄道整備が遅れている地域の整備方針を明確に示すこと。</p>	継続
3	北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること</p> <p>○竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を早期に事業化すること</p> <p>○中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること</p> <p>○境港では世界最大級の外航クルーズ船等の寄港が増加していることから、CIQ体制の充実を図ること</p>	継続

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
4	外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について 【県土整備部】	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、C I Q体制の充実を図ること。	継続
5	国土強靱化を推進する防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について 【県土整備部】	国土交通省	○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。 〈主な箇所〉 [治水対策] ・河川事業 大路川：都市部貫流河川の治水安全度向上（堤防腹付けなど） ・砂防事業 深谷川：災害時要援護者施設の土砂災害防止 ・海岸事業 湯山海岸：山陰海岸国立公園の海岸侵食対策 [老朽化対策] ・道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新 [大規模地震対策] 橋梁の耐震補強：国道431号境水道大橋など [防災対策] ・緊急輸送道路等の落石防止対策、代替性確保のための道路ネットワーク整備等 [通学路の安全対策] 平成24年度の緊急点検に基づく要対策箇所等	継続
6	地方税財政の充実・強化について 【総務部】	総務省	○高齢化に伴う社会保障関係費の増、未だ十分に回復していない地方経済の動向を踏まえた雇用対策の必要性、国土強靱化のための防災・減災事業など増嵩する地方の行政需要を「歳出特別枠」等により地方財政計画に的確に反映するとともに、地方の財源不足の状況等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ、「別枠加算」の確保などにより、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。 ○累増する臨時財政対策債について、そのあり方の見直しを行い、増大を抑制すること。また、その実現までの間の臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。 ○消費税率及び地方消費税率の引上げにあたり、地方財政の充実及び地方経済に配慮した実効ある対策を講じられること。 また、都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによってもなお十分に解消されないことから、消費税10%段階においては、偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図る観点から、地方法人課税と消費税の税源交換などの方策を幅広く検討すること。 ○平成26年度の地方財政対策や税制改正等については、「国と地方の協議の場」における地方の意見を適切に反映すること。 また、地域経済活性化に資する新たな算定については、地域の実情等に応じた行革や経済活性化施策等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすること。	継続

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
7	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について 【未来づくり推進局、農林水産部】	内閣官房（経済再生） 農林水産省	<p>○TPP協定の締結については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。</p> <p>○今後とも交渉にあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。</p> <p>【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】</p> <p>① 米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続。</p> <p>② 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設に当たっては、現行施策の水準の維持、円滑な移行。</p> <p>③ 高品質な農林水産物生産のための生産基盤・施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）。</p> <p>④ 漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。</p>	継続
8	消費増税に向けた環境整備について 【未来づくり推進局】	内閣官房（経済再生）	<p>○全国的に景気回復の兆しが見受けられるところであるが、地方においては、未だ経済回復が実感されるまでに至っておらず、来年4月の消費増税による景気の腰折れを多くの県民が不安に感じているところである。</p> <p>○このため、先般閣議決定された経済対策を速やかに実行し、地方に景気回復の実感が行き渡るよう特段の配慮を行うこと。</p> <p>○また、県内の事業者から、消費増税に伴う適正な価格表示の方法や転嫁について不安に感じている声が多く聞かれるところであり、制度の周知を行うとともに、適正な転嫁が進むように、相談窓口の整備や監視・取り締まり体制の充実を図ること。</p> <p>○低所得者対策として予定されている簡素な給付措置や児童手当支給世帯への一時金の支給に当たっては、円滑な支給を図るとともに給付事務を行う市町村等の行財政運営に影響を及ぼさないよう配慮すること。</p>	新規
9	原子力発電所の汚染水対策について 【危機管理局】	原子力規制委員会 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁） 経済産業省	<p>○島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつわかりやすく説明すること。</p> <p>○福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。</p> <p>○また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。</p>	継続 一部 新規

の経済産業省、原子力規制庁への9,10,11の要望については、まとめて県、米子市、境港市の3者連名(公文書形式)で実施

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要望内容	新規継続の別
10	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【危機管理局、生活環境部】	原子力規制委員会 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁）	<b>【原子力発電所の安全対策について】</b> ○福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。	継続 一部 新規
		原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁）	○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ○原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層をはじめ発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。 ○フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつわかりやすく説明すること。 ○島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へのわかりやすい説明を行うこと。	
		環境省（本省） 環境省（原子力規制庁） 経済産業省 環境省（原子力規制庁） 経済産業省	<b>【原子力発電所の再稼働に当たって】</b> ○原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。	
		環境省（本省） 環境省（原子力規制庁）	<b>【国の費用負担について】</b> ○緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。 併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。 ○原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。 ○平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。	
	<b>経済産業省、原子力規制庁への9,10,11の要望については、まとめて県、米子市、境港市の3者連名(公文書形式)で実施</b>			

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要望内容	新規 継続 の別
11	原子力発電所における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部】	環境省（原子力規制庁） 経済産業省 環境省（原子力規制庁） 国土交通省 環境省（原子力規制庁） 原子力規制委員会 原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） 厚生労働省 内閣府（防災）	<p><b>【原子力防災体制の強化】</b></p> <p>○中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対してわかりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、<b>万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。</b></p> <p>○避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。</p> <p>○拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。</p> <p><b>【緊急時に備えた体制の整備】</b></p> <p>○避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係る S P E E D I 等による予測情報は不可欠なことから、S P E E D I の信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。</p> <p><b>【被ばく医療体制の整備】</b></p> <p>○国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。</p> <p>○安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。</p> <p><b>【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】</b></p> <p>○特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。</p> <p>○最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。</p> <p>○広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。</p>	継続 一部 新規
12	大規模災害等への対応能力向上のための大型輸送ヘリコプター配備について 【危機管理局】	防衛省	<p>○大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備を行うこと。</p>	継続

**経済産業省、原子力規制庁への  
 9.10.11の要望については、まとめて  
 県、米子市、境港市の3者連名(公文  
 書形式)で実施**

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要望内容	新規継続の別
13	番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について 【地域振興部】	内閣官房（社会保障・税一体改革） 総務省	<p>○本制度は地方公共団体に多大な影響を与えるものであるため、現場の意見を十分に聞いた上で、円滑な制度移行になるよう、引き続き適時、地方自治体への情報提供を行うこと。</p> <p>○情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバに関して、既存システムの改修に影響があることから、基本設計及び詳細設計が固まった際には、地方自治体へ情報提供すること。</p> <p>○番号制度の導入に伴うシステム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すること。</p> <p>○地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の財政負担を最大限縮小すること。</p>	継続
14	スポーツツーリズムに関する支援について 【文化観光局】	国土交通省 環境省	<p>○鳥取県がインバウンド対策の重点施策として取り組んでいるスポーツツーリズムの基盤整備や普及、スポーツを取り入れた着地型旅行商品の開発や海外プロモーションに対する支援を行うこと。</p> <p>&lt;今後支援いただきたい取組&gt;</p> <p>①「ジャパン・エコ・トラック」の推進</p> <p>②国内外の愛好者が訪れ、サイクリングコース及びウォーキングコースの海外へのPRや、着地型旅行商品の開発</p> <p>③スポーツ大会の国際化</p> <p>④エコツーリズムの普及及びインバウンド対応</p>	継続
15	ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について 【文化観光局】	経済産業省 文化庁	<p>○クールジャパンによる海外展開を全国規模で展開するため、地方のアニメやマンガに関する文化観光施設の充実強化、地方発の海外プロモーション活動の実施に対して支援を行うこと。</p> <p>○地域が取り組む総合イベントの実施や人材育成など、ソフトパワーを活用した地域活性化の取組に対して支援を行うこと。</p>	継続
16	簡素な給付措置について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○消費税率引上げに伴う簡素な給付措置に要する経費について、市町村や都道府県の超過負担が生じることのないよう、事務費を含め国において確実に負担すること。</p> <p>○制度設計にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、事務の簡素化を図るとともに、市町村の行財政運営に支障が生じることのないよう、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示すこと。</p> <p>○住民に正確な情報が伝わるよう、国の責任において様々な機会、媒体を通じた広報を行い、周知徹底を図ること。</p>	新規
17	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○障害福祉サービス体系等の変更に伴い必要となる障害者自立支援給付支払システムの改修に要する経費を国において全額負担すること。</p> <p>○地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。</p>	継続
18	手話言語法（仮称）の制定について 【福祉保健部】	内閣府（少子化対策） 厚生労働省	<p>○手話言語法（仮称）を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。</p>	継続
19	全国障がい者芸術・文化祭に対する財政支援の拡充について	厚生労働省	<p>○地域に根ざした障がい者の芸術・文化活動を全国的に振興するため「全国障がい者芸術・文化祭」に対する財政支援を拡充すること。</p>	継続
20	ワクチンの定期接種化について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○国において、国民の健康と生命を守るべく、ワクチンで予防できる病気にかからないようにするためにも、速やかに、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の予防ワクチンを予防接種法の対象とし、定期接種とすること。</p>	新規
21	子ども・子育てに関する地方財源の確保について 【福祉保健部】	内閣府（少子化対策）	<p>○今般決定された消費税率の引き上げ分を確実に社会保障財源に充てることとともに、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な総額を確実に確保すること。</p> <p>○少子化による将来の国家的危機に備え、地方が地域の実情に応じて独自に取り組む様々な少子化対策について、国が地方の取組をしっかりと後押しするため、それに必要となる財源を確実に確保すること。</p>	継続

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
22	表層型メタンハイドレートの調査研究と洋上風力発電の調達価格等の設定について 【生活環境部】	経済産業省	<p>○日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについて、明治大学の松本教授らによる学術調査により鳥取県沖で板状あるいは塊状のメタンハイドレートが初めて採取されたことが発表された。今後、より詳細な賦存量を把握するため、調査範囲を拡大するとともに、実用化に向けた探査を実施すること。</p> <p>○また、資源量探査の実施と同時に、表層型についての採掘方法の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に探鉱の事業化を実現すること。</p> <p>○今後風力発電等の環境影響評価に活用できる基礎情報の収集や条件整備が期待され、洋上風力の調達価格の設定に係る研究会も立ち上げられたことから、洋上風力発電の調達価格・調達期間を早期に設定し、様々なタイプの風力発電の開発・普及を図ること。</p>	継続
23	微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について 【生活環境部】	環境省 国土交通省 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 環境省 外務省	<p>○近年、広域汚染や越境汚染が問題となっているPM2.5や光化学オキシダントなど、黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく情報提供すること。</p> <p>○大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、TEM（日中韓三カ国環境大臣会合）プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。</p>	継続
24	市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について 【生活環境部】	環境省	<p>○一般廃棄物の適正処理に不可欠な焼却施設等の整備・改良は、自治体に大きな財政負担を伴うが、近年、循環型社会形成推進交付金が要望額を大幅に下回る事態が生じており、自治体によっては事業実施に支障を来すおそれがあることから、当該交付金について要望額に見合う予算額を確保すること。</p> <p>○また、焼却施設の設備改良に係る当該交付金の採択について、二酸化炭素の削減率によって補助率が優遇されているが、既に最新の省エネ設備を導入している焼却施設においては、設備改良による二酸化炭素の大幅な削減が困難なことから、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件の緩和を検討すること。</p>	継続
25	食品表示等の問題に係る対応について 【生活環境部】	内閣府（消費者及び食品安全）	<p>○景品表示法における都道府県知事の権限を次のとおり拡充するなどして、国と都道府県が連携協力しながら食に関する表示の適正化を図る体制を確立すること。併せて、付与された権限を円滑に執行するため、適切な財源措置を講じること。</p> <p>（権限の付与）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事に法第6条に基づく措置命令及び法第4条第2項に基づく合理的根拠の提出を求める権限を付与</li> <li>（分担の明確化）</li> <li>・行政処分や行政指導についての国と都道府県との権限の分担を規定</li> </ul> <p>○事業者による食材の適正表示や国及び都道府県の統一した基準による指導等を確保するため、景品表示法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示の具体的な判断基準（ガイドライン）を速やかに示すこと。</p> <p>○この度のような全国規模での食品表示問題に迅速かつ的確に対応するため、国の対応状況や調査状況などについて都道府県との情報共有を強化すること。</p>	新規
26	耐震改修促進法の施行に伴う補助制度の拡充等について 【生活環境部】	国土交通省	<p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物等については、耐震改修工事への補助制度も最大で所有者負担を1/3まで軽減する拡充がされたが、耐震診断が義務付けされない建築物は拡充制度の対象とならない。義務付け対象外の旧耐震建築物も含め広く耐震化を推進するため、所有者負担をさらに軽減するよう補助制度を拡充すること。</p> <p>○耐震改修に係る補助制度は平成27年度までの期限付であり、新たに耐震診断に取り組んだ場合、資金繰りまで考慮すると期限内に工事着手することは難しいケースが想定されるため、補助制度の期限を延長すること。</p> <p>○義務付け対象大規模建築物等については耐震診断の実施及び平成27年末までに所管行政庁に診断結果を報告することが義務化されたが、報告までの期間が2年間と短い。資金繰りにより耐震改修の着手が遅れ、診断結果を「NG」として公表された場合、多くの所有者にとって死活問題となることから、耐震改修工事に要する期間を勘案して報告期限の延長も含めた措置を講じること。</p>	新規

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
27	賃金引上げにつながる施策の拡充実施について 【商工労働部】	厚生労働省	<p>○国において策定された「好循環実現のための経済対策」に、雇用拡大や賃金上昇などの処遇改善に向けた取り組みを行う「地域人づくり事業」が盛り込まれている。当該事業については、補正予算成立後速やかに実施されると共に、県民所得の向上や雇用情勢の改善を最重要課題として取り組んでいる本県に対して、当該事業の配分に当たり格段のご配慮をいただきたい。</p> <p>○現在、国で実施されている「業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）」事業について、県内では繊維工業、家具・装備品製造業、医療業など幅広い業種で活用され、活用実績は、平成23年度3件、平成24年度16件と大きく増加、平成25年度は既に12件の活用（予算上限に達した）があり、最低賃金の引上げに寄与していることから、平成26年度以降も最低賃金引き上げのための環境整備を引き続き実施していただきたい。</p>	新規
28	地方財政に配慮した企業立地促進法に基づく課税免除等に対する地方交付税措置の延長について 【商工労働部】	総務省 経済産業省	<p>○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）に基づく優遇支援措置は、県、市町村等が行う企業立地の促進に当たって強力なツールとなっており、特に地方交付税措置（課税免除等に対する減収補てん措置）は財政力の低い自治体にとっては企業立地の根幹となる制度となっている。このため、財政力の低い地域における企業立地促進及び産業競争力の強化に向けた制度である企業立地促進法に基づく地方交付税措置の延長を行うこと。</p>	新規
29	経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○水田農業政策の見直しに当たっては、地域の農地が守られ、大規模農家や中山間地域などにマイナスの影響がないよう、産業政策と地域政策との調整を十分に図ること。また、政策転換に当たり現場の混乱を招かないよう、円滑な移行措置を講ずること。</p> <p>○政策転換に伴う農家の不安を払拭するため、政策転換の影響についてシミュレーションを示すとともに、その対応策を十分説明して、農家が経営判断ができ将来が見通せるようにすること。</p> <p>○日本型直接支払制度の創設にあたっては、稲作農家の規模拡大を困難にしている水路等の農業用施設の維持管理や畦畔管理、水管理等を地域と連携して行える仕組みとするとともに農業者に分かりやすく簡便な手続きとなる制度とすること。また、制度の創設に伴い増加する地方負担への財政措置を講ずること。</p> <p>○米の需給調整については、米価の維持や農家の経営安定などに貢献しており、食料の安定供給と地域社会維持の観点から、今後も国が積極的に関与し責任を持った対応をすること。</p>	継続
30	鳥取空港のレディオ空港維持について 【県土整備部】	国土交通省	<p>○鳥取空港では、冬季の気象条件が厳しく欠航が多いこと、利用促進について地域を挙げて取り組んでいること等から、リモート化された場合に、十分な航空機運航の安全性が確保されるのか、利便性の確保に支障とならないのか等が懸念される。また、空港管理者の負担増を伴うものである。国が十分な説明責任を果たし、地元の懸念が払拭されない限り、飛行場対空援助業務の現状維持を図ること。</p>	継続
31	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について 【生活環境部、県土整備部】	国土交通省 環境省 国土交通省	<p>○米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、大橋川改修事業に伴う中海湖岸堤の整備を促進すること。 【中海湖岸堤の整備（短期整備：6箇所）】 ・整備完了：崎津漁港（H22完了）、米子港（H25完了予定） ・事業中：渡漁港、米子空港南側、貯木場、旗ヶ崎承水路</p> <p>○中海の水質改善に向けて、国レベルで実施されている流動や堤防開削に係る影響の調査等により、汚濁機構等の解明を図ること。</p> <p>○浅場造成、植生帯の復元に加え、中海の海藻回収による湖底環境の改善など、新たな対策の検討も含め、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。</p>	継続



## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
32	県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について 【県土整備部】	国土交通省	<p>○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。</p> <p><b>【河川事業】</b>                      斐伊川：中海湖岸堤渡漁港（築堤、樋門）、米子空港南側（築堤）、貯木場（築堤）、旗ヶ崎承水路（樋門）                      日野川：青木箇所（河道掘削＜流下能力向上＞）                      天神川：小鴨箇所、米積箇所外（河道掘削＜流下能力向上＞、侵食対策）                      千代川：佐貫～用瀬区間外（河道掘削＜流下能力向上＞、堰改修）</p> <p><b>【砂防事業】</b>                      日野川流域：三の沢箇所外（土砂流出防止）                      天神川流域：野添箇所外（土砂流出防止）</p> <p><b>【海岸事業】</b>                      皆生海岸：皆生工区（人工リーフ（施設改良））、西三柳工区（侵食対策）、富益工区（養浜工）</p>	継続
33	安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について 【県土整備部】	農林水産省	<p>○平成25年7月15日豪雨により、本県西部地域を中心に多数の山地災害が発生した。これらについては、災害関連緊急治山事業を導入し、治山施設の早期整備を図っているところ。</p> <p>しかし、上記以外にも新たに森林荒廃が進み、土砂災害の危険が高まっている地区が多数存在する。これらについても早急に復旧する必要があり、県単独費により平成26年度事業化に向けた調査を実施している。</p> <p>このため、継続事業に加え、これらの新たな荒廃山地の復旧に係る治山施設の早期整備に必要な事業費を確保すること。</p> <p><b>【民有林補助治山事業】</b>                      畑池地区（伯耆町）・榎市地区（日野町）・助沢地区（江府町）ほか18地区</p>	継続
34	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツ振興の取組への支援について 【教育委員会】	文部科学省	<p>○2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、国を挙げてこの大会の成功及びスポーツ振興に取り組もうとしている。東京オリンピック・パラリンピック開催は、日本国民に夢と希望を与えるものであり、特に未来を担う子どもたちがオリンピック・パラリンピックを体感できるよう、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。</p> <p><b>【各スポーツ競技の国内外トップチームのキャンプ地誘致等への支援】</b>                      ①海外トップチームのキャンプ地誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援                      ②日本代表選手の育成強化のために開催される競技大会や合宿が行われる拠点施設の指定及び必要な施設整備への支援</p>	継続
35	「関西ワールドマスターズゲームズ2021」への支援について 【未来づくり推進局】	文部科学省	<p>○生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスターズゲームズの関西での開催に対して、大会を成功に導くために、国においても新たな補助制度の創設も含め、円滑な大会運営と準備に必要な財政的支援を行うこと。</p> <p>○ワールドマスターズゲームズは、スポーツ競技大会であるとともに、スポーツツーリズムを通じたインバウンドの拡大にも資するものであることから、国においても、「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催に向けた積極的な広報活動を展開し、国内外における機運の醸成に努めること。</p>	新規

## 国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H25. 12. 19

番号	要望項目	要望先府省	要 望 内 容	新規 継続 の別
36	学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について 【地域振興部、教育委員会】	文部科学省	<p>○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、耐震化補助事業の充実・改善を図ること。</p> <p>【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ</li> <li style="padding-left: 20px;">*現行…Is値0.3未満:1/2、Is値0.3~0.7:1/3</li> <li>・耐震化の必要な老朽化し危険な状態の私立中・高等学校の改築費用の補助対象化（構造耐震指標だけでなく耐力度、築年数も考慮した制度とすること）</li> <li style="padding-left: 20px;">*H26概算要求…耐震改築工事を補助対象に追加</li> </ul> <p>○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続するとともに、補助額の算定における配分基礎額と実工事費に乖離があることから、実情に沿った補助単価とすること。</p> <p>○公立学校施設の耐震化事業については、国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末までとされているため、各市町村では平成27年度までの完了を目指して取り組んでいるが、工期の関係でやむを得ず28年度まで完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度末まで延長すること。</p> <p>○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。</p> <p>○非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、屋内運動場の天井落下防止対策のみならず、校舎等を含むその他の非構造部材についても異常の有無を判断できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。</p>	継続
37	給付型奨学金の創設について 【地域振興部、教育委員会】	文部科学省	<p>○真に公助を必要とする生徒が安心して学校へ通うため、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を行うこと。</p> <p>○国の責務として必要な財源を確保すること。</p> <p>○新しい制度を実施する際には、効率的な事務処理を行うことができるよう配慮すること。</p>	継続